

本市の対応について

緊急事態宣言解除後の感染拡大を防止するため、業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じたうえで、段階的に緩和する。利用制限を行ったうえで、市民利用施設は、原則開館し、市主催・共催のイベントについては、開催する。

期 間 令和3年10月1日（金）（ただし、準備が整い次第）から 令和3年10月24日（日）
（市主催・共催イベントは10月30日（土））まで

利用時間 午後9時まで（無観客の場合を除く。）

利用制限 別紙「市民利用施設の利用制限について」のとおり

- ※ 既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合などについては、施設利用者や主催者等に対して、利用時間、利用制限に沿った利用を要請する。
また、カラオケ設備については、原則利用を禁止し、予約があるものについても利用を自粛するよう強く要請する。

- ※ 酒類の提供はしないこと（飲酒の機会を提供しないこと）。

凡例：下線部は前回からの修正箇所

市民利用施設の利用制限について

別紙

時期	利用制限の内容※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度	
	収容率※2	人数上限
10月1日～ 10月30日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会（図書館、博物館、動植物園）等 ・飲食を伴うが発声がないもの※3	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
	100%以内 席がない場合は適切な間隔 （最低限人と人が接触しない程度）	50%※4以内 席がない場合は十分な間隔（1m）

5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きいほう

（※1）詳細は、令和3年2月26日付けの内閣官房事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を参考国、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用

（※2）各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例は次頁を参考

（※3）「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

（※4）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくてもよく、収容率は50%を超える場合もある。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用する
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用する	

- (注) ・ 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・ イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。